

埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内において、交通死亡事故が多発し一定の基準に該当したときに、「交通死亡事故多発非常事態宣言」（以下「非常事態宣言」という。）若しくは「交通死亡事故多発警報」（以下「多発警報」という。）を発令し、県民等に対して交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、警察、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）が、早期に集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

（非常事態宣言発令権者等）

第2条 非常事態宣言の発令権者、発令基準及び発令期間は次のとおりとする。

（1）発令権者

知事

（2）発令基準

知事は、次の各号のいずれかに該当した場合に、非常事態宣言を発令するものとする。

ア 県内の交通事故死者数が、過去3年間の同時期の平均と比較して10人以上の増加に転じるなど、異常な増加傾向にあるとき。

イ 県内において、7日以内に10件以上の交通死亡事故が発生するなど、連続的に多発したとき。

ウ 前号のほか、知事が必要と認めたとき。

（3）発令期間

発令期間は、発令日から原則1か月間とする。ただし、必要により2週間を超えない範囲で延長することができる。

（多発警報発令権者等）

第3条 多発警報発令権者、発令基準及び発令期間は次のとおりとする。

（1）発令権者

県民生活部長

（2）発令基準

交通死亡事故の発生状況等を鑑み、県警察と協議の上、毎年、別途、関係機関等へ通知するものとする。

（3）発令期間

発令期間は、発令日から10日間とする。ただし、非常事態宣言発令中は、多発警報は発令しないものとする。

（発令に伴う実施事項）

第4条 県は、非常事態宣言又は多発警報が発令されたときは、関係機関等に対して、別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策を依頼する。

(その他)

第5条 県は、県警察から非常事態宣言又は多発警報の発令に必要な情報の提供を受けるものとする。

2 発令基準の対象となる交通死亡事故発生件数等は、統計上の死者数の計上をもって判断する。ただし、死亡原因等調査のため後日計上された交通死亡事故は、発令基準の対象から除外する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第4関係）

＜非常事態宣言時＞

実施機関	推進事項
県	○ 関係機関等への周知及び協力依頼 ○ 報道発表 ○ テレビ、ラジオ等を活用した広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策
市町村	○ 関係機関等に対する事故防止活動の要請 ○ 防災無線等を活用した広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策
県警察	○ 最大限の警察官を動員しての特別取締りの実施 ○ 交通街頭活動の強化 ○ 交通情報板等による広報啓発 ○ その他必要な交通事故防止対策
関係機関 関係団体	○ 会員等に対する非常事態宣言発令の周知徹底 ○ 実情に応じた広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策

＜多発警報時＞

実施機関	推進事項
県	○ 関係機関等への周知及び協力依頼 ○ ホームページ等各種媒体を活用した広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策
市町村	○ 関係機関等と連携した広報活動 ○ 懸垂幕、立て看板の設置等、見せる活動の強化 ○ その他必要な交通事故防止対策
県警察	○ 交通街頭活動及び指導取締りの強化 ○ 交通情報板等による広報啓発 ○ その他必要な交通事故防止対策
関係機関 関係団体	○ 会員等に対する情報提供 ○ その他必要な交通事故防止対策